

令和3年5月7日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、株式会社大林組に対して指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

経理課 課長：岩田 成実

課長補佐：百目木 康一

TEL:024-573-7386

024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社大林組	東京都港区港南 2-15-2

2 指名停止措置期間：令和3年5月7日 ～ 令和3年6月6日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：福島地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社大林組が請け負った平成29年度中間貯蔵（双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事において、令和元年11月25日に、二次下請け業者有限会社三宝工業の労働者が現場内において休業4日以上
の労働災害に被災していたにもかかわらず、同社は災害発生場所、災害発生状況等を偽り、同年11
月27日に福島労働基準監督署へ虚偽の労働者死傷病報告を提出していたという事実が認められ
た。

このことに関して、本年3月12日、福島労働基準監督署は有限会社三宝工業及び同社取締役
役を労働安全衛生法違反の疑いで福島区検察庁に書類送検した。

また同日、株式会社大林組東北支店双葉中間貯蔵土木工事事務所長は、富岡労働基準監督署
から「労働災害の報告に関して、元方事業者として関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安
全衛生法関係法令に違反しないよう必要な指導を行っていない。」として労働安全衛生法に基づく
是正勧告書を交付された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6
日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表1第4号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領別表1第4号

措置要件	期間
(契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施 工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相 手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以 内

